

競売不動産取扱主任者演習問題集(改訂版)

【正誤のお知らせ】

令和7年9月16日
一般社団法人 不動産競売流通協会 監修

【正誤】 上記書籍に、以下のような記述の誤りがありました。お詫びして訂正させていただきます。

ページ・位置	誤	正
P133 上から5行目	問 35	問 34
P48 問 20 肢 1	最も不適切	適切 ※正解肢なし
P139 上から7行目	問 46	問 40
P142 問 43 肢 4	「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」の手続で和解が成立したとしても、その和解の合意自体は「債務名義とはならず、強制執行力はない」。	「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」の手続で和解が成立したとしても、 <u>一定の場合を除き</u> 、その和解の合意自体は「債務名義とはならず、強制執行力はない」。
P143 上から5行目	(同法 23 条 2 項)	(同法 23 条 1 項)
P137 問 38 肢 1	(民事訴訟法 133 条)	(民事訴訟法 134 条 1 項)
P115 問 14 肢 1	(法 49 条 2 条、188 条)	(法 49 条 2 項、188 条)
P113 上から7行目	所有者に民事更生手続の開始があったときは、	所有者に <u>民事再生手続</u> の開始があったときは、